

拷問禁止委員会開催の予定

2017/11/02

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 62 会期が、11 月 6 日～12 月 6 日に開催される。この会期では、モルドバ、カメルーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、イタリア、モーリシャス、ブルガリア、東ティモール、ルワンダの拷問等禁止条約の実施状況に関する報告書の審査が行われる。また、条約 3 条(拷問のおそれがあると信ずるに足る実質的な根拠がある国への送還の禁止)に関する一般的意見修正案の検討が行われる予定である。さらに、拷問防止小委員会、欧州人権裁判所、アフリカ人権裁判所、米州人権裁判所などとの会合も予定されている。加えて、締約国内での拷問の制度的な実行を申し立てる情報、締約国による条約違反の被害者であると主張する個人からの通報の検討も行われる予定である。拷問等禁止条約は 1987 年に発効、現締約国は 162 カ国である。拷問・虐待防止のための選択議定書が 2006 年に発効し、拷問防止小委員会が設置された。現締約国は 84 カ国である。